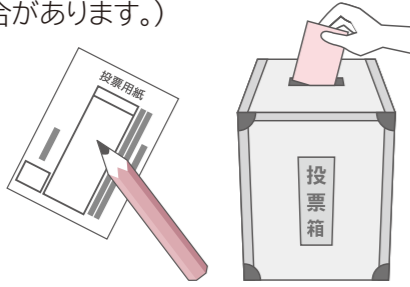


甲賀市議会議員 選挙期日決まる

令和3年10月31日任期満了の甲賀市議会議員選挙の期日が決まりました。
(ただし、衆議院議員総選挙等の関係で変更となる場合があります。)



選挙の期日 (投票日) 令和3年10月17日(日)

選挙の告示日 令和3年10月10日(日)

問合せ 選挙管理委員会事務局
TEL69-2260 FAX63-4086

転入・転出・転居などの手続きができます

臨時休日窓口を ご利用ください

転勤や就職、入学などで新たな生活をスタートされる方が多くなるこの時期に合わせ、住所異動の手続きができる休日窓口を臨時に開設します。

日時 4月4日(日) 8時30分～17時15分

場所 市民課

取扱業務 住民異動(転入、転出、転居)の受付
印鑑登録、印鑑証明
証明書発行(住民票、戸籍、課税証明書、所得証明書)

転入学通知書の発行

※平日(開庁日)と異なり、取り扱いできない手続きや交付できない証明書があります。



問合せ 市民課 市民窓口係
TEL69-2137 FAX65-6338

病児・病後児保育はじめます

従来の病後児保育に加え、病児保育をはじめます。

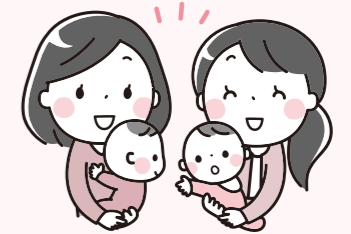
場所 水口子育て支援センター3階(水口町八坂4番10号)

対象 ・保護者が就労などで看護できない児童(生後6カ月の翌月から小学2年まで)
・病状が安定しているまたは回復期であるが集団生活ができない場合

利用日・時間 月～金曜日 7時30分～18時
土曜日 7時30分～12時
※8月13日～16日、12月29日～1月4日を除く

利用料 0～2歳児 2,800円
3歳児 1,400円
4歳児～小学2年 1,200円
※4時間以内の利用は半額です。

その他 ・看護師・保育士が常駐していますが、利用できない症状もありますので、事前の問い合わせや登録が必要です。
・ご利用時にはかかりつけ医から「医師連絡票」などの証明が必要です。



問合せ 水口子育て支援センター TEL65-5511 FAX65-5522
子育て政策課 子育て政策係 TEL69-2176 FAX69-2298

令和3年度後期高齢者医療保険料について

後期高齢者医療保険料は被保険者の皆様に等しく負担していただく「均等割」と所得に応じて負担していただく「所得割」を合計して算出されます。

$$\begin{matrix} \text{年間} \\ \text{保険料} \\ \text{※1} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{均等割額} \\ 45,512円 \\ \text{※2} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割額} \\ (\text{総所得金額等}-43万円) \\ \times 8.70\% \\ \text{※3} \end{matrix}$$

※1 年間保険料の上限は64万円です。 ※2 世帯の所得に応じた軽減制度等があります。
※3 総所得金額等は公的年金所得、給与所得、事業所得、山林所得、その他所得、分離所得の合計です。

世帯の所得に応じた均等割の軽減等があります。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の 軽減判定所得の合計額) ^{※4}	令和3年度 均等割額の 軽減割合
43万円+10万円× (年金・給与所得者の数 ^{※5} -1)以下	7割
43万円+(28万5千円×世帯の被 保険者数)+10万円×(年金・給与 所得者の数 ^{※5} -1)以下	5割
43万円+(52万円×世帯の被保険 者数)+10万円×(年金・給与所得 者の数 ^{※5} -1)以下	2割

後期高齢者医療制度に加入する前日に 職場の健康保険等の 被扶養者であった人への軽減
所得割 …負担なし(かかりません) 均等割 …制度加入後2年間5割軽減

※4 65歳以上の公的年金の受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で15万円を控除します。また、事業所得等の専従者控除および譲渡所得の特別控除等の税法上の規定は適用されません。
※5 年金・給与所得者の数は、令和2年中の給与収入が55万円以上、または65歳以上で公的年金等収入額125万円以上の方が該当します。

問合せ 保険年金課 後期高齢者医療係 TEL69-2142 FAX63-4618

甲賀市児童発達支援センター『つみき』オープン

『つみき』ってどんなところ?

発達の遅れや特性、障がいがある市内在住の子どもたち(0歳～就学前)が、社会の中で自分らしく生きていく力の基礎を培うための支援を行うところです。



▲屋外遊戯場：築山
◀別館側に専用の出入口があります。

場所 甲南地域市民センター 2階

主な事業内容

●児童発達支援事業

お子さんとその家族に通所していただき、お子さんに応じた支援を行います。

午前グループ

「楽しい」「うれしい」「わかる」「できる」という経験を通して『意欲』『関心』『人への信頼感』を育みます。

時間 9時15分～12時30分(予定)

クラス編成 4～8人程度

活動例 始まりの会、遊び(運動遊び・手指を使う遊び・感触遊び・かかわり遊び・戸外遊びなど)昼食・帰りの会

午後のグループ

少人数のグループ活動を通して、コミュニケーションの力と社会性を育みます。

時間 14時～16時(予定)

クラス編成 4～6人程度

活動例 始まりの会・グループ活動(ルールのある遊び・運動遊び・調理活動・個別活動など)帰りの会

●保育所等訪問支援事業

保育園・幼稚園・認定こども園等に、スタッフが訪問し、お子さんの発達に合わせた生活や遊びの取り組み、友達との関わりなどを保護者や園の先生方と一緒に考えます。

●児童相談支援事業

児童発達支援事業や保育所等訪問支援事業の利用を希望される方に対して、サービス利用計画を作成します。

市ホームページにも、児童発達支援センター『つみき』のリーフレットを掲載しています。

問合せ 児童発達支援センター「つみき」 TEL69-5544 FAX69-5576